

令和元年12月13日(金)午後7時から
国立市役所1階 東臨時事務室

第6回 国立市子ども総合計画審議会 次第

1. 開会
2. (1)「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況(中間評価)の報告・評価について
(2)「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組みについて
3. 今後のスケジュールについて
4. 閉会

◆配布資料

- 資料No.1 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況(中間評価)
資料No.2 「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組
資料No.3 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール(案)

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの達成状況（中間評価）

子どもの発達総合支援事業の充実 ≪所管課：子育て支援課≫ 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P61 参照

1. 切れ目のない支援の充実
2. 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化
3. 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化

① 達成度 （ 高 **中** 低 ） ←該当箇所に○をご記入ください。

② 現状（達成状況や未実施など）

1. 「切れ目のない支援の充実」について

- ・組織改正により、母子保健事業と発達支援事業を同じ係内で実施できるようになり、健診から発達支援へのスムーズな流れが実現するようになった。
- ・就学前後の切れ目のない支援のために、各小学校内で開催される発達支援に関する会議に出席したり、就学に向けて支援の必要な児童に関する情報提供をするなど、教育関連部署との連携を強化している。
- ・市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所とは、「通所支援事業所連絡会」をしょうがいしゃ支援課とともに開催し、連携の強化を図っている。
- ・相談に対応する専門職相談員は、嘱託員4名である。複雑化する相談対応や切れ目のない支援の制度充実のためには、さらなる拡充が望まれる。

2. 「保護者の早期の気づきに向けた取組みの強化」について

- ・組織改正により、母子保健事業（乳幼児健診・フォロー事業等）からスムーズに発達支援事業に必要なケースをつなげることができるようになった。
- ・健診後のフォロー事業（くれよん・ぱすてる）を充実させたことにより、早期からの母児の見守りや保護者支援を実施できるようになった。
- ・保護者支援のためのペアレントプログラムを平成28年度から未就学児の保護者を対象に実施。平成29年度からは小学生の保護者対象のコースも新設。令和元年度からは、参加者の利便性を考え従来の全5回コースに加え、全2回コースも新設した。

3. 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会の連携体制の強化」について

- ・国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会を毎年開催し、市の関連部署にとどまらず、市内の教育機関の職員や外部のスーパーバイザーにも出席を依頼し、事業実施等について情報の共有や連携に努めている。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取り組みの達成状況（中間評価）

③ 理由（上記②で達成していない場合や途中までの場合などの理由を記載）

- ・発達支援室設置後、まずは就学前の児や就学時に関する支援を中心に事業を展開してきた。支援室設置後まもなく組織改正が行われ、組織や職員体制が大きく変化したこともあり、現時点では、就学後から18歳以降をも見据えた支援体制構築までは実現できていない。

④ 今後（令和1年から令和5年）に向けて（上記③を受けてどうするか）

- ・令和2年度に市内に開設予定の児童発達支援センターとも連携し、支援の充実を図っていく。
- ・成人以降までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向け、しょうがいしゃ支援課を中心とした他課との連携をより強固にしていく。
- ・市内での児童発達支援センター開所など発達支援を取り巻く社会資源の変化を踏まえたうえで、子どもの発達支援事業の市の機能や役割を検討し、再構築していく。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの達成状況（中間評価）

ひとり親家庭の自立支援の強化 《所管課：子育て支援課》 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P59 参照

1. ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実
2. ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

① 達成度 （ 高 中 低 ） ← 該当箇所に○をご記入ください。

② 現状（達成状況や未実施など）

・生活支援

平成 29 年度より専門相談員による養育費・面会交流個別相談会を年に 2 回実施。

参加者数 平成 29 年度：6 名 平成 30 年度：7 名

平成 29 年度より臨床心理士による個別家族相談会を年に 2 回実施

参加者数 平成 29 年度：8 名 平成 30 年度：7 名

ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣回数

平成 28 年度：489 回 平成 29 年度：623 回 平成 30 年度：348 回

ひとり親家庭児童訪問援助回数 8 回

東京都母子及び父子福祉資金の貸付の相談件数

平成 28 年度：379 件 平成 29 年度：69 件、平成 30 年度：139 件

・就業・自立支援

ハローワーク立川と協働で出張ハローワークを国立市役所内で平成 28 年度より月に 1 回程度実施

相談件数 平成 28 年度：37 名 平成 29 年度：12 名 平成 30 年度：25 名

③ 理由（上記②で達成していない場合や途中までの場合などの理由を記載）

- ・経済的及び子の福祉の安定に向けた支援として、ライフプランニング個別相談等実施の検討を要するため。
- ・ひとり親ホームヘルプサービスについては、サービス利用が重なる夜間・土日祝日の派遣が難しいことがあるため。
- ・東京都母子及び父子福祉資金の償還、特に滞納整理については、家計状況を把握の上、対象者と共に返済計画を立て償還支援を行っているところであるが、連絡・家庭訪問等をもって対象者と連絡がつきづらい状況があるため。

④ 今後（令和 1 年から令和 5 年）に向けて（上記③を受けてどうするか）

- ・経済的安定に向けた支援については、子どもの進学等中長期の展望を持って対象者自身がプランニングできるよう個別相談会等の機会を設ける。
- ・ひとり親家庭の就労支援については、ハローワークが実施している職業訓練及び給付事業等と連携し親子の自立に向けた支援を強化・継続する。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取り組みの達成状況（中間評価）

子ども・子育て総合相談窓口の創設 《所管課：子育て支援課》 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P98 参照

1. 妊娠・出産時の支援の推進
2. 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

① 達成度 （ 高 中 低 ） ←該当箇所に○をご記入ください。

② 現状（達成状況や未実施など）

- ・平成 29 年 7 月に総合相談窓口を開設、妊婦全数面接を開始。平成 29 年度は 84.1%、平成 30 年度は 93.4%の実施率であった。
- ・子ども総合相談窓口（くにサポ）での相談受付総数は、平成 29 年度は 5,526 件、平成 30 年度は総数 7,135 件。

内訳 ひとり親支援 平成 29 年度：450 件 平成 30 年度：533 件

生活関連相談 平成 29 年度：48 件 平成 30 年度は 44 件

子育て相談 平成 29 年度：32 件 平成 30 年度：33 件

不登校・ひきこもり相談 平成 29 年度：13 件 平成 30 年度：20 件

③ 理由（上記②で達成していない場合や途中までの場合などの理由を記載）

- ・妊娠・出産支援について、子育て世代包括支援センター機能の整備を要するため。
- ・不登校・ひきこもり等の相談についてはより一層の周知を要すると共に、相談に応じる相談員の一層の専門性の向上を要するため。

④ 今後（令和 1 年から令和 5 年）に向けて（上記③を受けてどうするか）

- ・子育て世代包括支援センターについては、令和 2 年の開設を目指す。
- ・不登校・引きこもり等に関する相談員の専門性については、研修等の機会を通じ向上を図りたい。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの達成状況（中間評価）

生活困窮世帯への学習支援事業の推進 ≪所管課：子育て支援課・福祉総務課≫ 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P104 参照

1. ひとり親家庭の子どもへの支援
2. 生活困窮世帯の子どもへの支援

① 達成度 （ 高 **中** 低 ） ← 該当箇所に○をご記入ください。

② 現状（達成状況や未実施など）

平成 28 年度 生活保護受給世帯を対象 富士見台で週 2 回実施。

参加者 4 名、うち中学校 3 年生が高校に合格するという成果があった。

平成 29～30 年度 生活困窮者世帯を対象を拡充 西福祉館、富士見台でそれぞれ週 1 回実施。

※「生活困窮世帯」とあるが、経済状況は厳密にはみておらず、何らかの課題がある場合には必要を認め広く受入れ実施。

参加者数 平成 29 年度：11 人 平成 30 年度：20 人（発達障害や何らかの課題がある子がほとんど）

令和元年度はプロポーザルを行い、株式会社と地域の団体との 2 ヶ所に委託 富士見台と西でそれぞれ週 1 回実施。

それぞれの定員は 21 名ずつ。 10 月末時点で富士見台 13 名、西 12 名が在籍。

・小学生と中学生以上で時間帯を分けることで、部活等がある中学生以上の子どもたちも参加しやすくなっている。

今年度からは訪問型支援も開始、10 月末時点では 3 名が利用。

これまで経済状況については厳密にはみていなかったが、令和元年度からは、経済的要件を改めて敷き、対象者を絞った（生活保護受給世帯、生活困窮世帯。経過措置あり）

③ 理由（上記②で達成していない場合や途中までの場合などの理由を記載）

・今年度定員を増やし、また児童扶養手当の現況届にチラシを入れ込むなど周知の工夫も図っているが、まだ空きがある状態で、利用増に至っていない。

④ 今後（令和 1 年から令和 5 年）に向けて（上記③を受けてどうするか）

・参加率を高めるために周知の方法をいくつか試しているが、利用増については今後も検討が必要。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取り組みの達成状況（中間評価）

子どもの権利を守る体制づくりの推進 ≪所管課：児童青少年課≫ 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P42 参照

1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充
2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進
3. 子ども自身からの相談体制の充実
4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進
5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進 ≪所管課：児童青少年課≫ 詳細は第三次国立市子ども総合計画 P44 参照

1. 子ども参画の共通基盤とする「(仮称) 子どもの居場所などにいける子ども参画ガイドライン」を作成します。

① 達成度 （ 高 **中** 低 ） ←該当箇所に○をご記入ください。

② 現状（達成状況や未実施など）

「子どもの権利を守る体制づくりの推進」について

1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充

子ども総合計画推進会議において、例年計画の進捗確認は行っているが、拡充して実行するとしていた子どもの権利に係る情報交換や諸施策の検討に係る議論は実施できていない。

2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進

平成29年度に国立市オンブズマン制度が創設されると同時に、国立市子どもオンブズマンが創設。

国立市オンブズマン事務局において、子どもオンブズマン制度の普及啓発等は実施している（詳細はオンブズマンの項目にて）が、国立市総体として子どもの人権に関する普及啓発等には至っていない。

3. 子ども自身からの相談体制の充実

子ども自身からの相談体制については、国立市オンブズマン事務局において実施（来所のほか、電話・メールにて受付）。

平成29年7月、国立市における子ども総合相談窓口（通称：くにサポ）を創設、ひきこもり・不登校に関する当事者相談の窓口として体制を整備。

児童館・学童保育所等、子どもと日常的に接する現場においては、日頃子ども自身からの相談を受けられるよう、職員研修等を実施したことで、子どもたち自身から聞き取る件数が増加した。また、関係機関との密接な連携を図ったことにより、虐待の疑いがある子どもに

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの達成状況（中間評価）

ついでに情報を関係機関に迅速に報告することができている。

このように、個別事業単位において相談体制の充実化は図っているが、まだ一部の範囲や対象に限られ、子ども自身が相談しやすい空間・環境の形成や相談を受ける職員の更なる質的向上等については、充実化の余地がある。

4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

国立市在住・在学の中高生が市や地域と交流することを目的に実施している事業「中高生ローカルセッション」において、平成30年度以降、市の事業や方針に対して中高生が自由に意見出す参画の場という位置づけにて展開しているが、子ども参画の仕組みとしては、まだ個別事業の域を出ない。

5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

未実施

「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」について

1. 子ども参画の共通基盤とする「(仮称)子どもの居場所などにいける子ども参画ガイドライン」を作成します。

4. の内容と同様

③ 理由（上記②で達成していない場合や途中までの場合などの理由を記載）

子どもオンブズマンの創設等やくにサポの開設等、子どもの人権擁護に係る個々の制度・施策は実施しているが、市総体として子どもの権利を保障するための条例や参画ガイドラインについては議論に至っていない。

④ 今後（令和1年から令和5年）に向けて（上記③を受けてどうするか）

「第三次国立市子ども総合計画」の審議時点において、子どもの権利条例や参加・救済等の仕組みを具体化していくことが必要であり、そのためにまず「子どもの権利を守る体制づくりの推進」また「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」を重点的取組みとして進めることと結論いただいたことから、これまでの4年間において、子どもの権利を守る体制づくりや子ども参画の実現に向けた各種施策を実施してきてはいるものの、個別事業の域を出ず、市全体で子どもの権利を守る視点を携える議論には至っていない。

一方、子どもを取り巻く社会状況は深刻化している。虐待報告件数も貧困状態にある子どもの数も増加し、いじめについても変わらず報告されており、不登校・ひきこもり事例の深刻化、性的マイノリティにおける課題等も顕在化している。また、市の総合基本計画において、外国籍の市民への支援も課題として挙がっており、外国籍児童への学習支援等についても考える必要があるなど、計画策定当時よりもさらに子どもたちが生きにくい社会となってきたこと、子どもの権利を守ることは喫緊の課題である。

○ 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの達成状況（中間評価）

国立市では、ソーシャルインクルージョンの実現を規定する総合基本計画に基づき、平成31年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定した。この人権基本条例の精神に則り、また先に制定した「いじめ防止対策推進条例」、「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」等と理念を合わせるとともに、「幼児教育推進プロジェクト（※）」の方針を踏まえ、悪化の一途を辿る子どもたちを取り巻く社会状況から子どもたちを守るために市として今すべきことは、（仮称）「子どもの権利に関する条例」を制定し、一人の市民としての子どもの権利を守る姿勢・考えを、子どもを取り巻くすべての市民と理解し共有することであると考えている。なお、このことについては市議会からも同様の意見をいただいている。

については、子どもの権利に関する条例の制定について、審議会にお諮りしたい。

※幼児教育推進プロジェクト…子どもたちが将来に向けて生き抜く力の基礎となる「非認知能力」を、乳幼児期より育むことが重要であるとの見地から、平成30年度より開始した取組み。非認知能力とは、粘り強くやりとげようとする力、友達と協力しあいながらがんばることで得られる共感やコミュニケーション力であり、保護者との愛着形成のもとで実現するものである。そのために、行政をはじめ家族や地域などが一体となって、子どもが能力を育まれる環境を形成していくものとしている。

○ 第三次国立市子ども総合計画 新規重点的取組み
子どもの人権オンブズマンの取り組み 《所管課：オンブズマン事務局》

① 発足の経緯

第一次国立市子ども総合計画において、「子どもオンブズパーソン」の制度検討が取り上げられた。その後、第二次国立市子ども総合計画では重点項目として取り上げられ、第三次国立市子ども総合計画において、市政に関する苦情等を調査、是正の勧告等を行うこととともに子どもの権利の尊重を目的とした「(仮称) 国立市オンブズマン制度」の創設の項目が取り上げられた。

制度創設の検討体制としては、管理職級による検討会を経て、国立市オンブズマン制度審議会による審議、パブリックコメントを実施し、市長へ答申した。平成28年12月、国立市議会第4回定例会において、国立市総合オンブズマン条例が可決成立し、平成29年4月に開設した。

② 事業内容

子どもを人権侵害から救済するため、調整活動や救済の申立てに基づく調査を実施し、調査等の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう勧告や制度改善を求める意見表明を行う。相談に対する解決方法を一緒に考え助言することで、子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図る。また、子どもの一人一人の人権を尊重し、子どもの人権意識を育むための周知啓発を行う。

③ 現在までの実績

1. 相談・申立てについて

(1) 件数

平成29年度が相談17件、申立て1件、平成30年度が相談26件、申立て1件となっている。

(2) 相談内容

いじめ、不登校、虐待、学校・教職員の対応、学習・進路の悩み、友人関係、学校生活について等

(3) 調整・調査活動内容

子どもや保護者からの聴取を行い、子ども本人の意思を最大限尊重して、学校や教育委員会との協議・調整、事実関係の調査を実施した。活動の結果、「子ども本人と先生が直接話し、友達と仲良くするための解決策を考えることができた」「先生との関係が改善して気持ちよく登校できるようになった」等の改善をすることができた。

○ 第三次国立市子ども総合計画 新規重点的取組み

2. その他の実績について

(1) 周知活動

オンブズマンカード・リーフレットの配布、市民まつりや小中学校の朝会等における周知活動、子どもの人権オンブズマンキャラクター名募集企画、周知度調査の実施

(2) 相談体制の整備

フリーダイヤルの設置、出張相談会の実施（学校、北市民プラザ、南市民プラザ）

(3) 人権意識の醸成

市報による子どもの権利の周知、機関紙「オンブズマン通信」の配布、子どもオンブズマン座談会「Meet 座オンブズマン」の開催、公立中学校3校でのいじめ防止教育プログラム「スクールバディサポートスポット講演会」（1年生を対象としたオンブズマンによるいじめ問題についての講演）

④ 今後（令和1年から令和5年）に向けて

小学校・中学校・高校等へのオンブズマンカード・リーフレット・機関紙の配布や朝会等における周知活動に加えて、子どもとオンブズマンが直接触れ合えるイベントに参加及び企画し、子どもの人権オンブズマン制度の周知を積極的に行う。また、周知活動をとおして、意見表明権をはじめとする子どもの権利条約の認識を高め、市民や関係機関の子どもへの権利に対する意識を醸成する。

子ども自身が相談しやすい環境を整えるため、子どもが利用しやすい相談受付方法、子どもが来訪しやすい出張相談会の実施方法を検討し、より子ども自身が相談しやすい環境の構築を推進する。

（他部署との連携を通して、子どもの居場所づくりに関わる）

○ 第三次国立市子ども総合計画 新規重点的取組み
幼児教育プロジェクト「ここすき！」 《所管課：児童青少年課》

① 発足の経緯

平成29年3月31日に告示、改訂（改定）された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が、平成30年4月1日から施行された。改訂（改定）の大きなポイントは、3歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化されたことにより、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置付けられた点にある。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化されるとともに、「保育所保育指針」においては、0歳から幼児教育の重要性が記載された。

これを受けて、幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」の視点を、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における実践や乳幼児の家庭内での保育にいかせる環境づくりを推進していくため、幼児教育推進プロジェクト「ここすき」を開始した。

② 事業内容

ひろば「ここすき！」の運営

子どもたちが自信を持ち、友達と共感し合いながら、力強く成長していくことができる子育てひろば。子どもたちが、遊びを通して、資質・能力を伸ばし、可能性を引き出すことができるような関わり方を保護者の方と共に取り組んでいる。

関係機関合同研修・合同研究

- 幼稚園教諭や保育士のスキルアップを目指した各種研修。
- 保護者や地域の市民を対象とした幼児教育の理解を深めるための講演会などの開催。

乳幼児教育に係る啓発・推進

- 月齢・年齢に沿ったパンフレットによる幼児教育の啓発。
- 幼児教育コラムを活用した幼児教育ビジョンの啓発・推進。
- 幼稚園幼児教育等の実績のアピール。

○ 第三次国立市子ども総合計画 新規重点的取組み

③ 現在までの実績

- ・ 幼児教育推進プロジェクト事業

【目的】

国立市内の幼児教育環境の向上を目指し、近年、幼児教育にとって重視されている“非認知能力”の視点を、保育園・幼稚園の幼児教育の実践や未就園児童の家庭内保育に生かせる環境づくりを進める。

(1) 子育てひろば「ここすき！」の運営

①概要 子どもたちが自信を持ち、友達と共感し合いながら、力強く成長していくことができる子育てひろば。子どもたちが、遊びを通して、資質・能力を伸ばし、可能性を引き出すことができるような関わり方を保護者の方と共に取り組んでいる。

②参加者 平成30年度は、2クラスを運営合計21組参加。

令和元年度は、応募数が増えることを想定し、市内2ヶ所で、②グループ10人3クール（1クール21回）で実施、43組の応募があった。終了後も同窓会や保健師、栄養士の講話などフォロー講座も実施した。

(2) 幼児教育講演会の開催

テーマ	「レッジョ・エミリアにおける幼児教育の取り組み」	
趣旨	今後、市が地域のコミュニティと共に子どもたちを育てていく環境づくりを進めるに当たり、まちぐるみで幼児教育に取り組んでいるイタリアの都市「レッジョ・エミリア」における取組について学ぶとともに、未来の宝である子どもを育てる環境の大切さについての理解を深めることを目的に開催。	
講師	鶴川女子短期大学国際こども教育学科教授 森 眞理 氏	
開催日	平成31年2月12日（火曜日）19時～21時	
参加者	ア) 保育・幼児教育関係者 92人 イ) 市議会議員・市職員等 37人 ウ) 一般市民（市外含む） 44人	合計173人

(3) 幼児教育推進パンフレットの発行

幼児教育分野の学識経験者に監修をいただき、ここすき！パンフレットを作成
「子どもの育ちを考える～0・1・2歳の毎日」と題し、4種類を作成

(4) 「ここすきコラム」の連載

市ホームページ及びくにたち子育て応援アプリを活用して、子育てひろば「ここすき！」に参加していない方にも、家庭において幼児教育の考え方を知ることができ、子どもの育ちにより良い働きかけができるよう「ここすきコラム」の連載を開始した。

○ 第三次国立市子ども総合計画 新規重点的取組み

(5) 幼稚園訪問インタビューの実施

当市には公立幼稚園がなく、これまでの幼児教育は、長きにわたり私立幼稚園にこの担い手として尽力していただいた。このため、幼児教育推進プロジェクトの一環として、市内の私立幼稚園が大切にしてきた幼児教育の考えや幼稚園としてこれまで地域において果たしてきた役割などについて、市民の方々に理解いただき、更なる幼児教育環境の向上を図るため、幼稚園訪問インタビューを実施した。終了した幼稚園から順次、市ホームページ及びくにたち子育て応援アプリにて公開中。

(6) ここすき！写真展の開催

幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」の事業内容の周知のため通所事業を中心とした活動内容の写真展を開催した。

日 時 平成31年3月22日～3月26日

場 所 市役所1階ロビー

見学者 134人

お

④ 今後（令和1年から令和5年）に向けて

令和4年度の開設を目指している矢川複合公共施設では、子ども関係施設としては、児童館、子ども家庭支援センター（子育てひろば事業や発達支援事業）などを整備する計画である。これらは、乳幼児から18歳までの子どもの育ちや子育て家庭への支援を考えた場合、連携性を高め一体的に整備していくことが効果的である。

このことを踏まえ、子ども施策の重点的取り組みである国立市幼児教育環境プロジェクトの取り組みを進めるために、矢川複合公共施設において幼児教育センター機能を設けていくこととする。

この幼児教育センターは、まち全体で、子どもと大人の双方が創造性を発揮し、探究的な活動を通して共に学び、育ち合う関わりをつくる幼児教育の環境づくりを進め、子どもたちが、将来の夢の実現に向かって生きる力をつけられよう、地域ぐるみ、まちぐるみで子どもを育てることを目指すものである。

そのため、各幼児教育施設や幼児教育関係者にとどまらず、保護者・地域住民など「まちぐるみ」で幼児教育を理解し、様々な場面・場所において、幼児教育を「学ぶ」・「触れる」・「参加する」・「対話する」といった機会を提供することが大切である。

幼児教育推進プロジェクト「ここすき」を土台として、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、個性を認め合い、子ども一人一人の成長・発達段階に応じた幼児教育を実施していくため、現在、計画途中である矢川複合公共施設設置の絶好の機会を活用し、拠点を構え実施していくことが最善である。

以上のことから今後は、矢川複合公共施設を運営していく「社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団」の事業の一環として本事業を展開していくものとする。

